

**巻頭言****任意後見制度再考——スイス新法の視点から——****学習院大学教授 岡 孝**

2013年1月から施行されたスイス成年者保護法の中の「事前支援委託」(Vorsorgeauftrag)は、日本の任意後見制度を見直す際に参考になるようと思われる（詳細は、岡「スイス新法から日本の任意後見制度を再検討する」『野村豊弘先生古稀記念論文集・民法の未来』（商事法務、2014年）1頁以下参照）。この事前支援委託は契約ではなく、委託者の単独行為である。すなわち、委託者は自筆証書遺言のように全文自筆で支援委託書を作成する（コストはほとんどかからない）。それが面倒ならば公証役場での作成も可能である。保管場所も自由（誰かに保管を頼むことも可能）。戸籍役場（Zivilstandesamt）に、作成した日付と保管場所を登録することもできる。

成年者保護庁は、本人の判断能力の喪失を（鑑定などを通して）職権で判断したうえで、事前支援委託書の内容が有効であることおよび受託者の意思を確認する。受託者が承諾すれば受託者の権限を証明した書面を受託者に交付する（代理権の証明のため）。事前支援委託の内容には、事前医療指示（Patientenverfügung）を含めることもできる。チューリヒ市の市民向けパンフレットによれば、叔母が甥の大学生に委託した支援委託の内容としては、書類の整理、請求書の支払い、ペットの世話などが例示されている。成年者保護

庁は、支援委託の内容が不明確な場合には（受託者の要請により）その内容を解釈し、明確にすることが許される。この例の受託者のように（海外留学などで）いずれ叔母のそばから離れる可能性があるときには、委託書作成時に第二次受託者（代替受託者）を記載しておくことが推奨されている。

成年者保護庁は受託者を直接に監督するが、法定後見（補佐。Beistandschaft）と異なり、受託者に定期的な計算書・事務報告書の提出は義務づけていない。ただし、近親者等の申立てまたは職権で、委託者の利益が危険にさらされたり、あるいはそれが守られていない場合には、必要な措置を講ずることになる。なお、スイス法の特徴として、この事前支援委託と補佐とは併存可能だということを指摘しておきたい。

成年者保護庁は行政庁の場合（たとえばチューリヒ市）も裁判所の場合もあり、カントン（州）によってまちまちである。たとえ行政庁の場合であっても、法律・社会福祉の専門職員が合議によって活動する。法定後見も含めて日本の家庭裁判所の後見監督が限界に近づいていることを考えると、スイスを参考にしながら行政庁を部分的に活用していくということは検討に値するのではないだろうか。

第11回学術大会

好天に恵まれた平成26年5月24日(土)、日本成年後見法学会第11回学術大会が開催され、国士館大学世田谷キャンパス内の会場には多くの参加者が集まった。今年と来年の2年にわたる統一テーマ「後見人の職務～監督体制も含めて～」のもと、今年の学術大会の基調報告は、成年後見実務に携わる親族後見人・市民後見人・弁護士・司法書士・社会福祉士・家庭裁判所裁判官からなされた。

基調報告

◇古野晋一郎（親族後見人）

「親族成年後見の課題」として、自身の体験談を交えながら、成年後見制度を利用する前段階や利用の際に感じた問題点を指摘し、現状に対する改善のアイディアなどを示した。親族後見人が家族であるからこそ割り切れない難しさを感じつつ活動していることを伝え、社会からの一層の支援を期待する気持ちを述べて報告をまとめた。

◇大島康生（市民後見人）

「市民後見人の実務と体験について」として、市民後見人になったきっかけや経緯、実際の活動内容を紹介し、職務を行うにあたって気をつけたことや独自の工夫を報告した。市民後見人であるからこそできる支援の具体的な姿を伝えるとともに、市民後見人がその特徴を活かして今後もっと活躍できる社会への期待を込めた内容となった。

◇寺町東子（弁護士）

「弁護士会における後見人の職務のあり方に関する取組み」として、弁護士を含む第三者後見人が本人の生活を支える社会資源の1つであることを強調したうえで、弁護士後見人の特徴とその職務のあり方について報告した。弁護士でなければ受任できない成年後見案件があるとする一方で、弁護士後見人がより学んでいかなければならない点にも言及し、東京弁護士会が行っている取組みを、養成・選任・支援・監督の場面ごとに紹介し

た。

◇多田宏治（司法書士）

「リーガルサポートにおける後見人の職務のあり方に関する取組み」として、司法書士の組織である公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートの養成・執務管理制度を中心に報告した。リーガルサポート設立当初から本人の生活の質の維持・向上をめざしてきたことなどを振りかえるとともに、養成・執務管理の強化によって会員の質を向上させ、司法書士の専門性と資質を活かした後見活動をこれからもしていく考えを示した。

◇星野美子（社会福祉士）

「社会福祉士会（ぱあとなあ）における後見人の職務のあり方に関する取組み」として、社会福祉士の組織である権利擁護センターぱあとなあや公益社団法人日本社会福祉士会の取組みなどに触れながら、社会福祉士による受任案件の特徴と不適切な後見事務の分析を行った。適正な身上監護とは何かという判断とその検証の難しさ・重要性を指摘し、後見人に対する支援体制の強化などの必要性に関する提言を行った。

◇小西洋（東京家庭裁判所後見センター）

「家庭裁判所における後見人の選任・監督・支援の実情」として、東京家庭裁判所後見センターにおける平成25年の後見人選任状況を紹介したうえで、親族後見人・市民後見人・専門職後見人それぞれの場合に分けて、選任・監督の具体的な実情を報告した。解任事由として主張される例を複数示すなど、後見人の裁量逸脱・権限濫用の有無に関する家庭裁判所の考え方をわかりやすく、簡潔にまとめた。

(弁護士・司法書士 田中 朝美)

パネルディスカッション

◆論点整理

パネルディスカッションに移る前に、清水恵介

氏（日本大学）により各基調報告を踏まえたうえで論点整理が行われた。清水氏はまず、親族後見人、市民後見人の現状と将来展望について考察し、次に専門職後見人に期待される役割について考察を行い、それぞれに検討されるべき課題をあげた。また、成年後見人等による不正行為が後を絶たない中で東京家庭裁判所の多彩な工夫に見られるように、監督体制の改善に向けてどのような制度設計をすべきか、議論をしていただきたいと述べて締めくくった。

パネルディスカッションは、「後見人の職務～監督体制も含めて～」を統一テーマとして、実務的な観点から「職務のあり方編」と「監督のあり方編」に分けて行われた。前半のコーディネーターは富永忠祐氏（弁護士）が、後半は芳賀裕氏（司法書士）が務め、パネリストには基調報告を行った6名が登壇し、コーディネーターの質問に答える形でそれぞれの立場から意見が述べられた。

◆職務のあり方編から

小西氏は、最初に民法858条に触れ、後見人の職務は生活、療養看護および財産管理に関する事務と規定されており非常に幅広いものだと述べ、裁判所が行う選任に際しこの3つを分責して行うのではなく、幅広い事務を行うものとして内容を選択するのが最も適切かという観点から判断している例が多いと述べた。また、親族後見人、市民後見人、専門職後見人の間で善管注意義務の内容に違いがあるか、については、専門職の注意義務は一般の後見人の善管注意義務に加えて、職業から生じる注意義務を肯定する判例が最高裁をはじめとして多数あり、受任者の職業において一般的に要求される平均的な注意義務を負うという記載があることを紹介した。

◆監督のあり方編から

小西氏は家庭裁判所における監督について、累積監督事件が年々増加していることへの人的体制は、動向を見ながら今後も必要な体制整備に努めること、調査方法の改善も、より合理的な監督の方策を検討していくことになるだろうと述べた。

寺町氏は不祥事の再発防止について、家庭裁判

所による年1回以上の定期監督を継続する必要性、報告の裏付けとなる証票類の提出の必要性を述べると同時に、家庭裁判所の記録等の保管方法を電子媒体にする等の提案をした。また、東京弁護士会は会員に向けてのガイドラインを作成したとの報告がされた。

星野氏は監督内容に触れて、身上監護の適正さの検証と財産管理の適正さが連動して検証されることが大事で、単に外的的な財産管理チェックになることを危惧すると指摘した。また、社会福祉士の視点によるガイドライン作成の必要性を述べた。

多田氏は後見監督人について、監督をする目と支援をする目の2つをもって親族後見人に対するこの難しさを述べ、親族後見人への初歩的な研修等の必要性を指摘した。また、リーガルサポートではあらゆる後見人にとっての行動指針をまとめ、ホームページに掲載していることを紹介した。

大島氏は、市民後見人には必ず監督人が就くが年3回ほどの報告義務は事務処理において頻度が高く大変であるので改善されることを希望していると述べた。

古野氏は、東京都自閉症協会の方向として親族と専門職との複数後見が、ある程度以上に公正であると捉えていることを紹介する一方で、専門職との役割分担や事務処理のスピード等に留意する必要があると述べた。

会場からは、死後事務の具体的な進め方と成年後見制度利用促進法の成立の見込みについて質問があり、法案については大貫正男氏（当会代表理事）から未だ提出に至らない状況が報告された。他に支援信託等の議論が繰り広げられ、最後に来年も同じテーマで引き続き研究を深めることがコーディネーターから告げられた。長時間にわたり充実したパネルディスカッションとなった。

（社会福祉士 濱住 玲子）

※詳細は、学会誌『成年後見法研究第12号』に掲載予定です。

第11回総会報告

○ 平成26年5月24日(土)午後1時から、国士館大学世田谷キャンパス34号館B301教室にて、本学会の第11回総会が開催されたので概要を報告する。

○ 開会宣言の後、本学会規約12条により議長を新井誠理事長が務めることが告知された。

◇議案第1号 平成25年度事業報告の件

○ 池田恵利子副理事長が事前配布された議事資料に基づき平成25年度に実施された事業について説明を行った。

○ 研究調査部門について、学術大会の開催、制度改正・判例研究・高次脳機能障害に関する研究委員会の活動が報告された。続いて、学会誌「成年後見法研究」第11号の編集、国際交流活動、成年後見制度利用促進法（仮称）の成立に向けた取組みが報告された。

○ 運営・広報部門について、通常総会の開催、会報「じゅうがれたー」の発行のほか、各委員会の活動の報告がされた。また、平成25年10月21日に、当団体が社員となって一般社団法人日本成年後見法学会を設立した旨の報告がされた。

○ 以上について、質問はなく、承認された。

◇議案第2号 平成25年度決算報告の件

○ 伊藤佳江常任理事が、前記議事資料に基づき、平成25年度の決算報告を行った。

○ 続いて、前田稔監査役より、適正な処理がなされている旨の報告がされた。

○ 以上について、質問はなく、承認された。

◇議案第3号 平成26年度事業計画決定の件

○ 大貫正男副理事長が、前記議事資料に基づき平成26年度事業計画案の説明を行った。

○ 基本姿勢は従来どおり、その方針に基づく研究調査部門では、学術大会の開催、各研究委員会の活動について説明がされた。また、国際交流活動として、ミュンヘン大学の教授を招いての講演会や東アジアセミナーの開催、ワシントンD.C.で開催される第3回成年後見法世界会議への参加に

ついて説明がされた。

○ さらに、前年度に引き続き、今通常国会での「成年後見制度利用促進法案骨子（案）」の成立に向けた研究・提言活動を行う旨の説明がされた。

○ 続いて、運営・広報部門について、総会の開催、会報の発行、組織強化活動の計画について説明がされた。

○ 以上について、質問はなく、承認された。

◇議案第4号 法人化完了報告の件

○ 高橋弘常任理事より、前記議事資料に基づき、平成25年10月21日付で「一般社団法人日本成年後見法学会」を設立した旨の説明がされた。

○ これについて、社員および意思決定に関する質問がされ、高橋弘常任理事より今後も従来どおり総会の決議によって意思決定がされる旨の回答がされた。

○ 以上について、承認された。

◇議案第5号 平成26年度予算決定の件

○ 伊藤佳江常任理事が、前記議事資料に基づき、一般会計、研究基金特別会計につき、平成26年度予算案の説明を行った。

○ 以上について、質問はなく、承認された。

◇おわりに

○ 各議案の承認後、議長より、①来年度の学術会議は、後見人の職務をテーマに平成27年5月30日(土)開催の予定である旨、②障害者権利条約および最新の最高裁「成年後見関係事件の概況」が示す制度利用の状況により、成年後見制度利用促進法の必要性がなお一層高まっている旨、③ワシントンD.C.での成年後見法世界会議参加について、④法人化について、報告がされた後、終了した。

第3回成年後見世界会議雑感

2014年5月28日から3日間、ワシントンD.C.で第3回成年後見世界会議が開かれ、19の国や地域から大勢の学者や実務家が集まつた。今年は中国本土からの参加もあり、広がりを見せていた。

今回の基調テーマは、本人主体の支援、意思決定支援と成年後見。国連障害者権利条約12条にいう意思決定支援とは何か、成年後見制度による支援はその理念に適合しているか、本人を主体にした成年後見支援をどのようにして実現するかという根本的な問題提起がされた。この点に関しては、世界的には同条約の策定準備がはじまった2001年頃から激しい議論が交わされていた。それゆえ、2010年に日本で開かれた第1回世界会議では、成年後見制度に関する横浜宣言で、この12条を前提にした日本の成年後見制度の将来像を示していた。

ワシントンD.C.世界会議では、基調報告のほか、36の分科会が設けられ、高齢者や障害者の支援に関する課題が網羅された。意思決定支援という大きなテーマのほか、各国成年後見制度の比較研究、高齢者虐待、ボランティアの機能、能力評価、終末期における生命維持装置の拒否と中止、精神障害者の患者の家族が後見人となる場合の問題点、本人の意思と最善の利益との衝突などをテーマとする分科会がみられた。「過剰は制限すること、少なすぎることは見捨てる」という象徴的な問題提起がなされるとともに、後見人の不正行為防止という日本ではここ数年焦眉の課題となつてゐるテーマもあげられていた。

全体会では、知的障害をもつジェニー・ハッチ氏が演壇に立つて、保護優先の後見から本人主体の後見支援によって自由を獲得したと喜びを語つた。

分科会でも、随所で、これまでの後見制度は本人の主体性を無視してきたとの反省から、代行決定に対するオルタナティブとして意思決定支援があるとの発言がなされた。ただし、能力の制約が

きわめて大きい人に対しては、後見制度に代わる具体的な支援制度のイメージが示せないとの悩みも付け加えられていた。

持続的代理権(Enduring Powers of Attorney)が成年後見(法定後見)制度のオルタナティブとなるとの報告もあった。これは、意思を表明できる者は自らの意思で決定する任意代理ないし任意後見を利用し、意思能力が全くない者のみが裁判所の決定する成年後見(法定後見)制度を利用すべしとするもので、ラストリゾートのイメージにも適合する。そして、現にドイツではすでに任意後見利用数は法定後見利用数を超えており、しかし、そこには任意代理人等の不正防止策がみえない。日本の法定後見では、任意代理における不正を排除する機能も重視されている。各国の運用状況をさらに注視したいところである。

このほか、数多くの興味ある報告がなされていて、残念ながら私たちが参加できたのは、その一部にすぎない。次回第4回世界会議は、2016年にドイツで開かれる。おそらくその頃には、意思決定支援と成年後見に関する各国の改正の方向性も相当明確になつてゐることと思われる。そのとき日本はどのあたりを走つてゐるのであろうか。

(弁護士 赤沼 康弘)
Enduring Powers of Attorney(法定後見)の実態について書いたり、それを改めたい旨の意見を述べたりする。



「東アジア成年後見法会議」傍聴記

ワシントン D.C. で開催された第 3 回成年後見法世界会議の前日である 2014 年 5 月 27 日に、日本成年後見法学会は、東アジア成年後見法会議を主催した。新井誠理事長はモダレーターを担当し、日本・韓国・香港・台湾（報告順）からはそれぞれ基調報告者 1 名とパネリスト 1 名を指定し、報告・議論を交わした。

◇基調報告

大貫正男副理事長は、日本の市民後見人が発足する背景、すなわち家族後見人の割合の低下と担い手の不足を紹介したうえで、市民後見人の概況、事務内容および地方行政・裁判所との連携構造について説明した。

仁荷大学教授の朴仁煥氏は、韓国的新成年後見制度の施行と挑戦について報告した。法定後見制度の 3 つの類型のうち、「特定後見」が国連の障害者権利条約にもっとも合致するものであるが、新法の施行以来、「成年後見」を利用する数が圧倒的に多い。「特定後見」の利用を促進するため、発達障害者の後見のみに提供する国の補助を、認知症に懸った高齢者にも拡大して適用すべきであると主張した。

香港大学教授のルシナ・ホー氏は、「障害者の財産管理——香港の課題」をテーマに、香港における持続的代理権 (Enduring Power of Attorney) の利用者数がわずか 66 件という事実を指摘した。その理由は、厳格な成立要件、代理権の範囲が身上事項に及ばないこと、後見人の権限に関する規定が不明確であること、があげられた。制度の利用を拡大・促進することは今後の重要な課題である。

国立台北大学教授の戴瑀如氏が、台湾の成年後見制度に関する民法と家事事件法の法改正を紹介した。残された課題としては、「監護」類型の下で、被監護人は全く行為能力がなく、現有能力が尊重されていない点をあげられた。それを改善す

る方法として、後見制度を行為能力制度と分離し、さらに、任意後見制度を創設すべきであると提案した。

◇パネル・ディスカッション

4 人のパネリストは、上述した基調報告をもとに、自国の成年後見制度の詳細についてさらに補足した。

池田恵利子副理事長は、日本の成年後見人等の不正行為を取り上げ、その再発を防止するための対策を紹介した。

韓国漢陽大学教授の諸哲雄氏は、「特定後見」と「任意後見」の利用を促進するため、本人の人権擁護に関する意識を高める必要があると強調した。

香港大学教授のレベッカ・リー氏は、中国大陸の成年後見に関する 2 つの新しい立法動向、すなわち 2013 年 5 月に施行された精神衛生法と高齢者権利保障法を紹介し、これによって任意後見契約が認められたが、いまだ現代化した成年後見制度が整備されていないと分析した。

筆者は、後見事務の遂行および裁判所の判断が、場合によって被後見人の家族の意向に左右されることを指摘し、家族の役割の再考を促した。

その後、ディスカッションに入り、新井誠理事長は、パネリストとともに、東アジアにおける任意後見制度の普及の可能性、後見制度と家族構成員との密接な関わり等について議論した。最後は、東アジア以外の地域からのコメントーターであるヨヘン・エクスラーケーニッヒ氏、ダニエル・コー氏、デイビット・イングリッシュ氏、フォルカー・リップ氏がそれぞれ簡単な感想を述べ、充実した会議となった。

（国立台湾大学教授 黄 詩淳）

障害者権利条約と成年後見制度連続研究会 (第1回・第2回) 傍聴記

2014年2月1日と4月19日に「障害者権利条約と成年後見制度連続研究会」が開催された。第1回は「障害者権利条約と成年後見制度」、第2回は「支援付き意思決定と成年後見制度」のテーマに沿って各分野を代表する方々からの報告が行われた。

【第1回 障害者権利条約と成年後見制度】

冒頭、新井誠理事長から障害者権利条約を批准した日本は今、重大な岐路に立っている、それを受けて日本の成年後見制度はどうあるべきかを真剣に考えなければならないと問題提起がされた。

◇障害者権利条約批准に伴う日本の現行成年後見制度との関係

東京大学の川島聰氏から障害者権利条約がどのようなものかの説明が12条の規範内容を中心に行われ、日本の成年後見制度との関係についての問題点が紹介された。批准を受けた国内法の整備の過程で成年後見制度は抵触する部分がでるだろうとの見通しである。また、支援付き意思決定と代行決定の関係の整理に関しては会場からさまざまな意見が出された。

◇知的障害者の親から見る障害者権利条約

全日本手をつなぐ育成会中央相談室長で、社会福祉士、最重度の知的障害のある子をもつ親でもある細川瑞子氏からは、条約の批准は歓迎で同時に新たなスタートであると受け止めている旨と、障害者差別解消法成立を受けてあらためて何が差別か、また何が合理的配慮かということについてアンケートをとっているとの話題提起もあった。

また、知的障害のある子をもつ親としては意思決定支援をいかすには意思決定できる事柄とそうでない事柄を区別する必要があるとの指摘もされた。

◇日本の成年後見制度と支援付き意思決定

日本自閉症協会理事・政策委員会副委員長の柴田洋弥氏からは意思決定支援をめぐる国際的な経過を経て2006年の国連障害者権利条約が成立し、その中で自己決定、支援付き意思決定、代理決定に触れられ、さらに支援された意思決定の条件も提示されているが、にわかに日本に導入するには解決すべき課題があろうとの問題提起がされた。

【第2回 支援付き意思決定と成年後見制度】

新井理事長からこのテーマに関する国連とのやりとりの経過が報告された後に意思決定支援を中心に報告が行われた。

◇意思決定支援を考える

東洋英和女学院大学の石渡和実氏から障害者の人権尊重を実現するには意思決定支援の視点に立つことが大事であるとの指摘がされ、意思決定支援を行うにあたっては「人間の多様性」、「インクルージョン」、「包容」などの言葉で表されるキーワードに基づいた「合理的配慮」について着目すべきだとの提起がされた。

◇支援付き意思決定と成年後見制度

法政大学の菅富美枝氏からはイギリスの法制度の特徴の説明から支援付き意思決定と代行決定の関連について講義が行われ、支援付き意思決定と代行決定は区別して考えるべきとの提起がなされた。

◇ドイツにおける世話法の現今の展開

最後にミュンヘン大学法学部のルドルフ・シュトラインツ氏からドイツ世話法の現状を憲法、ヨーロッパ法、障害者権利条約の視点から報告がなされた。特に代行決定は障害者権利条約でも明確に認められているとの解釈がなされたことは会場からも強い関心が示された。

(社会福祉士 小川 政博)

● 私と成年後見 ●

保佐人に就任して

成年後見関係の事例紹介は、複雑で困難な事務を行っていること（行ったこと）が紹介されることが多いが、今回は、違う目線から保佐の事例を紹介してみたい。

もちろん、悩んだり、頭を抱えたりしたこともあったが、ちょっと笑えて、ちょっとほんわかとした事例である。

◇複数保佐人就任

本人を取り巻く家族間紛争が勃発し、それぞれに代理人弁護士を立てて争っている最中に、一方当事者から保佐開始審判の申立てがなされた。裁判官から、大至急、保佐人候補者を推薦してもらいたいと直々に要請を受けた。紛争の詳細は省くが、本人には、収益不動産や高額な流動資産があり、それをめぐって、それぞれが、いかに本人を取り込むことができるかの争いをしていました。

そこで、念のため2名の保佐人で対応したいと打診したところ、裁判所も双方の代理人弁護士も承諾した。本人および家族のほとんどが女性であること等を考慮し、1名は私が、もう1名の相方保佐人として、阿吽の呼吸で保佐事務が遂行でき、信頼できる男性司法書士Kにお願いした。

ここまで読むと、複雑で困難な事例だと思われるかもしれないが、本人と最初に会ったときの印象のままで、変わらずに生活していただくよう支援する方針をKと立てたときから複雑で困難な事案ではなくなつた。

その本人の第一印象であるが、何とにこやかで、何とやさしそうな人だろうと感じた。家族間の紛争が再度起り、この笑顔が曇らないようにするだけでいいと思った瞬間であった。

なお、2人の保佐人が就任したことで表面上の紛争は収まった。

◇先生方しっかりね。

日常の保佐業務の1つである生活費を渡したり、日頃の相談対応はKが担っている。保佐人として同意をするかしないかを検討する必要がある場合の説明や本人から親族の誰々が訪問するので来てほしいと連絡があれば、私もKとともに訪問することにしている。また、それ以外にもKに同行して訪問することがあるが、本人が留守のときが時々あった。急用でお出かけされていたのかと、さりげなく聞いてみたところ、「先生方は、日時を間違っていたようですね。心配だから、私が通っている『もの忘れ防止教室』に一緒に行きませんか」と真剣に誘われる始末である。3人で大いに笑い、今後、気をつけますと頭を下げ世間話をして帰るのであるが、「○○さん、いいよね。あの雰囲気を壊したくないよね」と帰りの車中で、保佐人2人の話が弾むのである。

◇先生方に聞いてくださいね。

高齢でもあり、判断能力の低下があると思うような場面も確かにあるが、保佐人2人が脱帽する場面もある。たとえば、親族等からお金の要求に対して、保佐人にNOと言ってもらいたいときは、「私は認知症で、お金に関しては全くわからないので、先生方に聞いてください」と返答し、高額であってもお金を渡してもらいたいときは、「○○万円必要なので、届けてください」と連絡がある。保佐人を見事に操っており、保佐人は操られているふりをすればよく、何とも楽しい保佐人業務だと感じる瞬間である。

これからも、本人が保佐人を操りながら、笑顔でたくましく、自由に生きてほしいので相方保佐人とともに精一杯の支援をしていきたい。

（司法書士 井上 広子）

判例研究**判例研究委員会**

認知症者の鉄道事故における親族の監督責任（名古屋高裁平成26年4月24日判決・金判1445号24頁）
〔事案の概要〕

× 旅客鉄道会社が運行する路線の駅構内を列車が通過する時に、当時91歳で認知症患者の男性Aが、線路内に立ち入り列車にはねられ死亡した。×は、この死亡事故により、列車に遅れが生じる等の損害合計719万7740円を被ったとして、Aの相続人であるAの妻Y₁（当時85歳）、長男Y₂、二男Y₃、二女Y₄、三女Y₅らに対し、Aについての監督義務違反を理由として民法709条・714条に基づき、連帯して損害賠償を求めた。一審の名古屋地裁は、×の主張する全損害につき、妻Y₁および長男Y₂の連帯賠償責任を認容した。同居する妻Y₁にはAから目を離さず見守ることを怠った過失を認め（民法709条）、長男Y₂に対しては「事実上の監督者」であったと認めた（同法714条2項の準用）。他方、被告Y₁らが主張した×側の過失との相殺は認めなかった。そこでY₁らは控訴した。

〔判決要旨〕

名古屋高裁は、長男Y₂の監督義務違反は認めず、妻Y₁の監督義務違反のみを認めた。妻Y₁はAの配偶者として精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」という。平成19年12月当時有効なもの）に基づく「保護者」の地位にあった（同法20条1項・2項2号）こと、また、夫婦は相互に協力扶助義務を負う（民法752条）ことをふまえ、精神保健福祉法上の「保護者制度」の趣旨に照らして、同居の配偶者は「特段の事情のない限りは、配偶者の同居義務及び協力扶助義務に基づき、精神障害者となった配偶者に対する監督義務」を負い、「民法714条1項の監督義務者に該当する」。そのうえで、出入り口のセンサーを切っていたことなどを考慮し、Y₁は、「監督義務を怠らなかつたとまではいうことができない」と述べる。他方、賠償額については、×の鉄道会社としての安全配慮義務違反による過失相殺は否定した。しかし、それとは別に、そのような過失相殺が認められない場合であっても、「不法行為における損害の公平の分担の精神に基づき」加害者側と被害者側の諸事由を「総合的に勘案して」賠償額を損害額の一部とすることもできるとし、×が「公共交通機関の扱い手として、その施設及び人員の充実を図って一層の安全の向上に努めるべきことは、その社会的責務である」、本件事故発生に関連する「駅での利用客等に対する監視が十分なされておれば」、また、Aが線路上に降りた可能性のある「駅ホーム先端のフェンス扉が施錠されておれば」本件事故発生を防止できたと「推認される事情もあった」として、Y₁の賠償責任額は、「その損害額の5割に当たる359万8870円とするのが相当である」と判断した。

〔解説〕

本高裁判決は、妻Y₁を民法714条の「監督義務者」であることを認めるために、配偶者が精神保健福祉法上の「保護者」であることを強調し、それに夫婦の協力扶助義務（民法752条）を重ねて理由づけとしている。他方、一審が「監督義務者」であると認めた長男Y₂については、Aの扶養義務者にすぎず、精神保健福祉法20条2項の保護者の地位にはないことなどにより、その該当性を否定した。また、一審に比較して、「過失相殺」の拡大ともいえる諸事情の「総合的勘案」を行いバランスをとろうとしている。しかし、事故当時すでに要介護度1の85歳の妻Y₁に本件のような事故との関連で「監督義務」を肯定する裁判所の「発想」自体についてはさらに根本的な検討が必要であろう（清水恵介「認知症者の人身事故における親族の監督責任——名古屋地裁平成25年8月9日判決を踏まえて——」実践成年後見49号79頁以下、西島良尚「成年後見人の第三者に対する責任」実践成年後見51号31頁以下を参照）。

（流通経済大学教授・弁護士 西島 良尚）

第11回の学術大会・総会において、成年後見制度および本学会の発展に著しく貢献した、戴東雄氏（台湾大学名誉教授）が、本学会名誉会員として表彰されました。万雷の拍手の中、新井理事長から同氏に記念の楯が授与されました。名誉会員は、デンゼル・ラッシュユ氏（イギリス・ロンドン保護裁判所上席判事）、フォルカー・リップ氏（ドイツ・ゲッティンゲン大学教授）、須永醇氏（法政大学名誉教授）、利谷信義氏（東京大学名誉教授）とあわせて5名となりました。



〈戴東雄氏〉

1960年国立台湾大学法律学科卒業。1969年ドイツのマインツ（Mainz）大学において法学博士の学位を取得。1990年より1995年まで台湾大学法学院院長。1995年より司法院大法官（日本でいう最高裁判所裁判官）に就任。2004年より優遇大法官に改任、同時に台湾大学法律学院、東吳大学法学院で教授を兼任。2005年にドイツ連邦共和国一等功勞十字章を受章。2006年より銘伝大学の講座教授、同時に台湾大学の名誉教授。

「障害者権利条約と成年後見制度に関する連続研究会」開催報告

第3回は平成26年7月26日(土)に開催されました。「障害者権利条約と成年後見制度」をテーマに長瀬修氏（立命館大学）、池原毅和氏（弁護士）の2名から報告がありました。

第4回 連続研究会開催のお知らせ

日 時：2014年12月6日(土)16時～18時
場 所：日本大学10号館1073講堂(7階)
(東京都千代田区三崎町2-3-1)
講 師：志村武氏（関東学院大学）
※研究会終了後、懇親会を開催いたします。

日本成年後見法学会をご紹介ください！

日本成年後見法学会では、成年後見制度発展のため、入会希望者を募集しております。お近くに成年後見制度に関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ぜひ学会をご紹介ください。

本学会には、正会員、賛助会員、会友の3種類の形で活動に参加していただくことができます。正会員は、成年後見制度に関する実践活動を行い、または法的問題について研究する個人となっており、成年後見制度を研究する学者や、成年後見実務を行う実務家等が該当します。賛助会員は、本学会の事業を賛助するため入会する個人または団体です。会友は、本学会の活動に参加することを希望し、もしくは情報を求める個人となっており、成年後見制度を利用する一般の方、およびその親族等が該当します。

入会申込書等の書類が必要な場合は、事務局までご連絡いただければお送りいたします。多くの方にご参加をいただき、よりよい成年後見制度へつなげたいと思います。

【日本成年後見法学会事務局】

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16
(株)民事法研究会内
TEL 03-5798-7239 (直) FAX 03-5798-7278
E-mail j_jaga@nifty.com

◆編集後記◆ 知的障害者の親である。本人の日常生活が意思決定支援だけで回れば理想であるが、意思がわからないことが多い。机が欲しかったらしい。散歩中「買ってもいいよ」と言った途端、店の方に向かって先に走り出した。（佐藤米生）